

ブロック塀等安全対策補助金のご案内

～令和8年4月から塀の撤去に係る**限度額を増額**します。～

地震時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害の防止と避難路の確保のため、ブロック塀等の安全対策に係る費用の一部を補助します。

対象は**道路に面し、かつ、道路からの高さが80cmを超える**ブロック塀やコンクリート製の塀、石積塀、大谷石塀、万年塀等です。



塀の撤去



スクールゾーン等
(市内小学校から
500m以内の範囲等)

令和8年4月から増額(15万円→22万5千円)

限度額22万5千円(撤去費用の4分の3)

上記以外の地域

令和8年4月から増額(10万円→15万円)

限度額15万円(撤去費用の2分の1)

全部撤去



塀の全部を撤去

一部撤去

※ 石積塀、大谷石塀の場合のみ可



高さを80cm以下に減じる



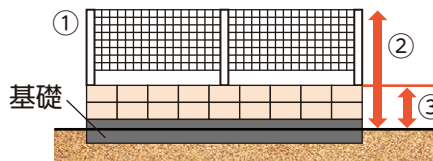
軽量フェンス等の設置(撤去後の再築)

上記 **全部撤去** をした後、軽量フェンス等を設置する場合に補助額を加算

■ 軽量フェンスの補助要件(①～③をすべて満たすこと)

市内
全域

限度額6万6千円
(再築費用の3分の1)



- ① 透視可能なフェンス
- ② 全体の高さが160cm以下
- ③ 基礎の立上り部分+ブロックの高さが60cm以下

● 交付申請の受付は先着順で予算の範囲内となります。 ● 交付申請の前に事前相談手続きが必要です。

事前相談の受付期間	交付申請の受付期限	事業完了期限
通 年	申請年度の12月末	申請年度の1月末



▲ホームページへ

詳細の内容については… 宇都宮市 都市整備部 建築指導課(市役所11階)
宇都宮市旭1丁目1番5号 ☎028-632-2573

詳細は裏面へ

補助制度の概要

補助制度の主な要件等は以下のとおりです。

	主 な 要 件 等
共 通	<p>共 通</p> <p>ア.補助金の交付申請前に,工事(契約・支払いを含む)に着手していないこと。</p> <p>申請者</p> <p>イ.塀の所有者,塀の所有者の二親等以内の親族,または塀の管理者であること。</p> <p>ウ.補助対象となる工事の契約者となること。</p> <p>エ.宇都宮市税,栃木県税及び国税を滞納していないこと。</p> <p>オ.過去に宇都宮市ブロック塀等安全対策補助金を受けていないこと。</p>
撤 去	<p>補助対象</p> <p>カ.一般通行の用に供する道路等に面し,かつ道路面からの高さが80cmを超えるブロック塀やコンクリート製の塀,石積塀,大谷石塀,万年塀等。</p> <p>キ.事前相談依頼書に基づく調査を受け補助対象となることが確認されたもの。</p> <p>ク.塀を撤去する工事(石積塀及び大谷石塀については,塀の一部を撤去し,道路面からの高さを80cm以下に減じる工事也可)</p> <p>補助対象外</p> <p>ケ.高さを減じた石積塀または大谷石塀を土台として,フェンス等を設置する工事。</p> <p>コ.過去に同一敷地内工事で宇都宮市ブロック塀等安全対策補助金を受けている場合。</p> <p>サ.塀が築造されている土地の販売を目的とした工事。</p> <p>シ.都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴う工事。</p> <p>ス.道路整備や土地区画整理事業に伴う移転補償を受けている場合。</p>
撤 去 後 の 再 築	<p>補助対象</p> <p>セ.撤去工事と同一工事として行うもの。</p> <p>ソ.建築基準法(昭和25年法律第201号),都市計画法(昭和43年法律第100号)及び宇都宮市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年条例第32号)に適合するもの。</p> <p>タ.撤去した塀に替わるものとして,道路等から概ね1メートル以内の敷地内に新設されるもの(ただし,建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路の沿道に撤去する塀が築造されている場合は,当該道路の中心から2メートル以上後退した敷地内に再築するもの)で,次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)軽量フェンスの場合は,全体の高さ1.6m以下の透視可能なフェンスとし,基礎とブロック積の合計の高さは0.6m以下とすること。</p> <p>(2)生垣の場合は,樹高0.7m以上2.0m以下,樹間0.6m以内,葉振り0.3m以上とすること。</p>

事前相談の際は,塀の写真をご提示いただけますと相談がスムーズです。
まずはお気軽にご相談ください。

